

国立大学法人岩手大学職員安全衛生管理規則

平成16年4月1日 制定
令和5年3月29日 最終改正

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則第48条第3項の規定に基づき、国立大学法人岩手大学における労働災害の防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。
- 2 職員の安全及び衛生の管理については、この規則に定めのある場合のほか、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。）及びその他関係法令（以下「法令」という。）の定めるところによる。

(責務)

- 第2条 学長は、この規則及び法令の定めるところに従い、職員の安全衛生管理に必要な措置を講じなければならない。
- 2 職員は、学長その他の関係者がこの規則及び法令に基づいて講ずる安全衛生管理のための措置に従わなければならない。

(部局等)

- 第3条 この規則において、部局等とは、各学部（附属施設及び附属学校を含む。）、各研究科、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設、各特定事業推進室、学務部、研究・地域連携部、法人運営部、監査室、戦略企画・評価分析室及び技術部をいう。

第2章 安全衛生管理体制

(安全衛生管理組織)

- 第4条 学長は、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職員の安全と健康を確保するため、別図のとおり安全衛生管理体制を定めるとともに、安全衛生管理室を置き、安全衛生管理室及び保健管理センターに職員の安全と健康に関する専門的業務を行わせる。
- 2 安全衛生管理室に関し必要な事項は、別に定める。

(総括安全衛生管理者)

- 第5条 学長は、総括安全衛生管理者を選任する。総括安全衛生管理者は、労務を担当する理事又は副学長をもって充てる。
- 2 総括安全衛生管理者は、部局等の安全衛生管理者、安全管理者及び衛生管理者を指揮するとともに、安全衛生に関し次に掲げる業務を総括管理するものとする。
- 一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 - 二 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
 - 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務に関すること。
- 3 学長は、総括安全衛生管理者が病気、事故その他の事由により職務を遂行できない場合は、その職務を遅滞なく遂行するため、総括安全衛生管理代理者を選任するものとする。

(安全衛生管理者)

- 第6条 学長は、別表第1のとおり、各部局等ごとに安全衛生管理者を置く。
- 2 安全衛生管理者は、当該部局等の安全管理者及び衛生管理者を指揮するとともに、当該部局等に

係る前条第2項に掲げる業務を管理するものとする。

(安全管理者)

第6条の2 学長は、別表第1のとおり、各部局等ごとに安全管理者を置く。

- 2 安全管理者は、別表第1に掲げる担当範囲について次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 建設物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止の措置に関すること（設備新設時、新方式採用時等における安全面からの検討を含む。）。
 - 二 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期点検及び整備に関すること。
 - 三 作業の安全についての教育及び訓練に関すること。
 - 四 発生した災害に係る原因の調査及び対策の検討に関すること。
 - 五 消防及び避難の訓練に関すること。
 - 六 作業主任者その他安全に関する補助者の監督に関すること。
 - 七 安全に関する資料の収集及び重要事項の記録に関すること。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、安全に関すること。
- 3 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理者)

第7条 学長は、法令で定める必要な資格を有する者のうちから衛生管理者を選任する。

- 2 安全管理者及び衛生管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 健康に異常のある者の発見及び処置に関すること。
 - 二 作業環境の衛生上の調査に関すること。
 - 三 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること。
 - 四 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
 - 五 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に関すること。
 - 六 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、衛生に関すること。
- 3 衛生管理者のうち、衛生工学衛生管理者免許を受けた者にあつては、前項各号に掲げる業務及び次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 作業環境の測定及びその評価
 - 二 作業環境内の労働衛生関係の施設の設計、施工、点検、改善等
 - 三 作業方法の衛生工学的改善
 - 四 その他職務上の記録の整備等
- 4 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 5 学長は、衛生管理者が病気、事故その他の事由により職務を遂行できない場合は、その職務を遅滞なく遂行するため、衛生管理代理者を選任するものとする。

(産業医)

第8条 学長は、法令で定める資格を有する者のうちから産業医を選任する。

- 2 産業医は、次の各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とする業務を行うものとする。
 - 一 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - 二 職員の労働時間等の状況その他を考慮した職員の面接指導及び必要な措置の実施並びにその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - 三 職員の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに必要な職員への面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - 四 作業環境の維持管理に関すること。
 - 五 作業の管理に関すること。
 - 六 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - 七 衛生教育に関すること。
 - 八 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

九 その他、職員の健康管理に関すること。

- 3 産業医は、前項各号に掲げる事項について、学長及び総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。
- 4 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(作業主任者)

- 第9条 学長は、法令の定めるところにより、所定の資格を有する者のうちから作業主任者を選任する。
- 2 作業主任者は、当該作業に従事する職員を指揮するほか法令で定める職務を行うものとする。
 - 3 安全衛生管理者は、当該部局において作業主任者の異動又は変更の必要が生じた場合は、速やかに学長に申し出なければならない。

(野外実験等の場合の体制)

- 第10条 学長は、野外における実験等の業務を行う場合は、その業務に従事する職員のうちから特に安全衛生管理の責任者を指名し、当該業務に関する安全衛生管理者の事務を分担させなければならない。

(安全衛生委員会)

- 第11条 学長は、法令の定めるところにより、岩手大学安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会」という。）を置く。
- 2 安全衛生委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 安全衛生対策

(危険を防止するための措置)

- 第12条 学長は、次の各号に掲げる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 一 機械、器具その他の設備による危険
 - 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
 - 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険
 - 四 掘削、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険
 - 五 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険

(健康障害を防止するための措置)

- 第13条 学長は、ガス、粉じん、酸素欠乏空気、病原体、放射線、騒音及び振動等による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(環境保全のための措置)

- 第14条 学長は、職員を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他職員の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

(作業環境測定)

- 第15条 学長は、有害業務を行う屋内作業場その他の作業場について、法令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行うとともにその結果を記録しておかななければならない。
- 2 学長は、前項の作業環境測定の結果の評価に基づいて、職員の健康を保持するため必要があると認められるときは、法令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

(緊急事態に対する措置)

- 第16条 学長は、事故又は災害による負傷者若しくは疾病が発生する等の労働災害の急迫した危険があるときは、その状況に応じて関係職員に命じ、職員の退避等の適切な措置を講じなければなら

ない。

- 2 学長は、前項の措置を的確かつ円滑に講ずることができるようにするため、避難設備、避難用具、救命用具、救急箱等の整備及び職員の防火訓練、避難訓練、救急訓練等を毎年1回以上定期的に行わなければならない。

第4章 教育訓練

(安全衛生教育)

- 第17条 学長は、職員を採用した場合、又は職員の作業内容を変更した場合において、当該職員に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生に関する必要な教育を行わなければならない。
- 2 学長は、危険又は有害な業務で、法令で定めるものに職員をつかせるときは、法令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。
- 3 学長は、安全衛生の水準の向上を図るため、安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者その他労働災害防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等の実施、又はこれらの機会を与えるように努めなければならない。

第5章 健康管理

(健康診断)

- 第18条 学長は、職員に対し、医師による次の各号に掲げる健康診断を行わなければならない。
 - 一 一般健康診断
 - イ 雇入れ時の健康診断
 - ロ 定期健康診断
 - ハ 法令で定める特定業務従事者の健康診断
 - ニ 法令で定める海外派遣職員の健康診断
 - ホ 臨時の健康診断
 - 二 特殊健康診断
 - イ 有害業務に従事する職員の健康診断
 - ロ 一定の有害業務に従事した後配置転換した職員の健康診断
 - ハ 特定の業務に従事する職員の歯科医師による健康診断
- 2 前項に規定する健康診断の項目及び回数は、法令で定めるとおりとする。ただし、学長が特に必要と認めた項目については追加することができる。
- 3 職員は、前2項の規定による健康診断を受けなければならない。ただし、当該健康診断の実施時期前の近接した時期に当該健康診断の検査の項目の全部又は一部について医師（歯科医師を含む。）の検査を受けている場合において、その検査がこれらの規定に基づく健康診断における検査の基準に適合していると認めるときは、その検査をもって当該健康診断における検査に代えることができる。

(健康診断の結果の通知)

- 第19条 学長は、前条の健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(指導区分の決定等)

- 第20条 学長は、健康診断を行った医師が健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員については、その医師の意見書及びその職員等の職務内容、勤務の強度等に関する資料を産業医に提示し、一般健康診断においては別表第2による指導区分、特殊健康診断においては別表第3による管理区分の決定を受けるものとする。
- 2 学長は、前項の職員の医療に当たった医師が指導区分及び管理区分（以下「指導区分等」という。）の変更について意見を申し出た場合その他必要と認める場合は、所要の資料を産業医に提示し、当該職員の指導区分等の変更を受けるものとする。

(事後措置)

- 第21条 学長は、前条の規定により指導区分の決定又は変更を受けた職員については、別表第1及び別表第2に掲げる指導区分等に応じ、適切な措置をとるよう安全衛生管理者に通知するものとする。
- 2 学長は、前項の事後措置の実施に当たり、次の各号に掲げる職員についてやむを得ないと認められる場合は、業務に就くことを禁止することができる。
- 一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの
 - 二 心臓、肝臓、肺等の疾病で業務のため病勢が著しく憎悪するおそれがあると認められるもの
- 3 前項の規定による就業の禁止は、事前に産業医の意見を聴取したうえで学長が文書を交付して行わなければならない。

(健康管理の記録)

- 第22条 学長は、前3条の結果を保健管理センター長に通知する。
- 2 保健管理センター長は、健康診断の結果、指導区分等、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、職員ごとに記録を作成し、これを職員等の健康管理に関する指導のために活用しなければならない。
- 3 学長は、職員が退職した場合は、第1項の記録を退職後5年間保管しなければならない。

第6章 就業制限

(就業制限)

- 第23条 学長は、クレーンの運転等労働災害のおそれの多い業務で、法令で定めるものについては、その定める免許、資格等を有する職員でなければ、当該業務に就かせてはならない。

(女性職員の安全衛生)

- 第24条 学長は、女性職員の安全衛生及び福祉について、法令の定めるところにより、就業制限その他の適切な措置を講じなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年12月5日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月24日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年12月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

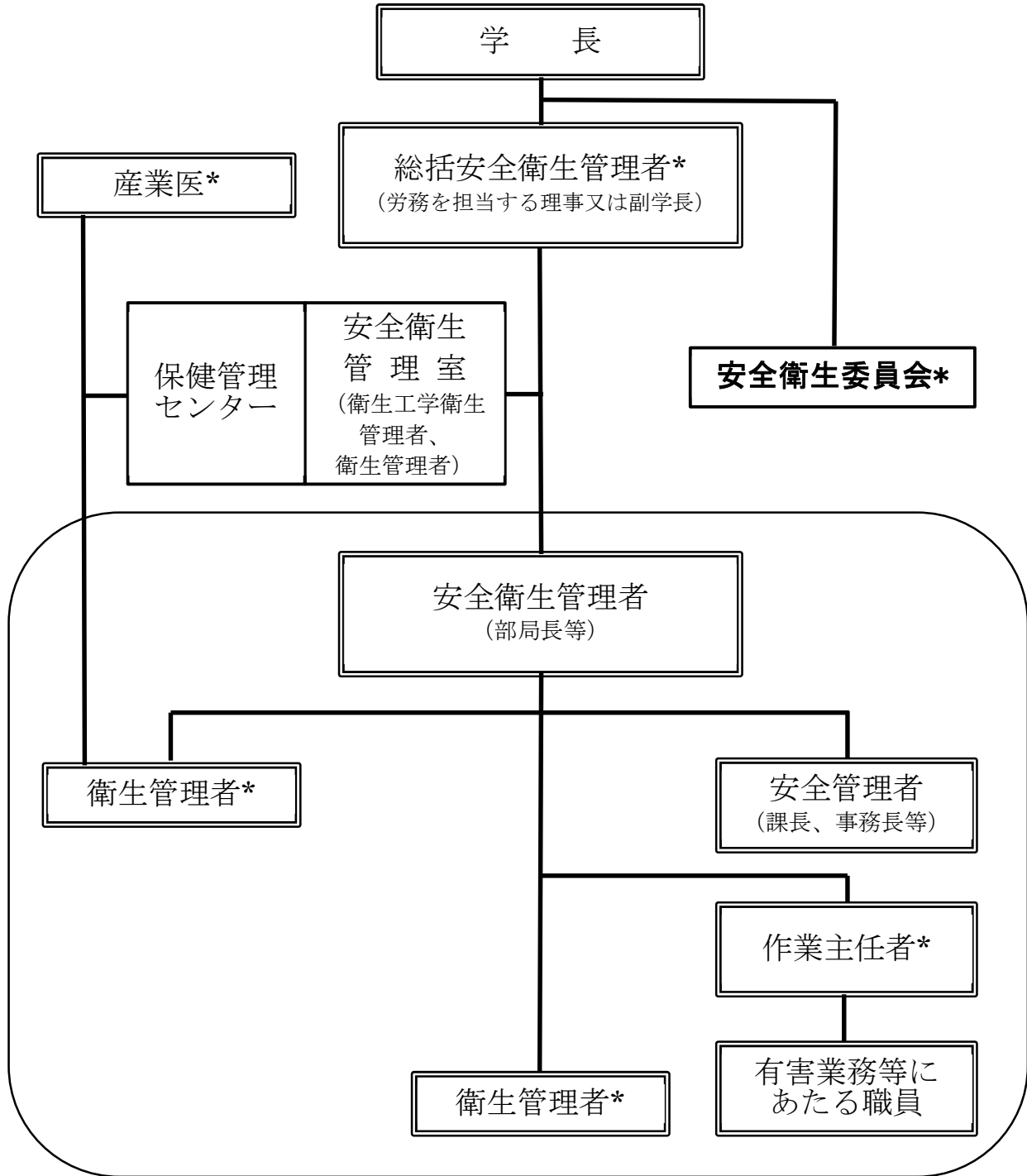
附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

岩手大学安全衛生管理体制



別表第1（第6条及び第6条の2関係）

安全衛生管理者及び安全管理者

部局等名	安全衛生管理者	安全管理者	安全管理者の担当範囲
学務部	学務部長	学生支援課長	学務部、大学会館、学生寮、体育施設、課外活動施設
研究・地域連携部	研究・地域連携部長	研究・地域連携課長	研究・地域連携課
		研究支援課長	研究支援課
		釜石キャンパス事務室長	釜石キャンパス事務室
法人運営部	法人運営部長	総務広報課長 学術情報課長	総務広報課、人事課、基金室 学術情報課
	法人運営部次長	財務課長	財務課、経理課、施設課、車庫、宿泊施設
技術部	技術部長	部局等における課長、事務長、副事務長	技術部
人文社会科学部	学部長	事務長	人文社会科学部
教育学部	学部長	事務長	教育学部（附属学校を除く。）
附属幼稚園	園長	副園長	附属幼稚園
附属小学校	校長	副校長	附属小学校
附属中学校	校長	副校長	附属中学校
附属特別支援学校	校長	副校長	附属特別支援学校
理工学部	学部長	事務長	理工学部（附属施設を含む。）
農学部	学部長	事務長	農学部（附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センターを除く。）
附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター	センター長	事務長	附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター
連合農学研究科	研究科長	事務長	連合農学研究科
地域防災研究センター	センター長	研究・地域連携課長	地域防災研究センター
平泉文化研究センター	センター長	研究・地域連携課長	平泉文化研究センター
三陸水産研究センター	センター長	釜石キャンパス事務室長	三陸水産研究センター
ものづくり技術研究センター	センター長	研究・地域連携課長	ものづくり技術研究センター
次世代アグリイノベーション研究センター	センター長	研究・地域連携課長	次世代アグリイノベーション研究センター
分子接合技術研究センター	センター長	研究・地域連携課長	分子接合技術研究センター
図書館	館長	学術情報課長	図書館
保健管理センター	センター長	学生支援課長	保健管理センター
情報基盤センター	センター長	学術情報課長	情報基盤センター
国際教育センター	センター長	国際課長	国際教育センター、国際交流会館
教学マネジメントセンター	センター長	学務課長	教学マネジメントセンター

ンター			
入試センター	センター長	入試課長	入試センター
教員養成支援センター	センター長	学務課長	教員養成支援センター
研究支援・産学連携センター	センター長	研究・地域連携課長	研究支援・産学連携センター
R I 総合実験センター	センター長	研究・地域連携課長	R I 総合実験センター
地域社会教育推進室	室長	研究・地域連携課長	地域社会教育推進室
環境マネジメント推進室	室長	施設課長	環境マネジメント推進室
評価室	室長	戦略企画・評価分析室長	評価室
ダイバーシティ推進室	室長	人事課長	ダイバーシティ推進室
監査室	室長	室長	監査室
戦略企画・評価分析室	経営企画本部長	室長	戦略企画・評価分析室

別表第2（第20条関係）

一般健康診断における指導区分及び事後措置の基準

指 導 区 分		事後措置の基準	
区 分	内 容		
生活規正の面	A	勤務を休む必要のある者	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のある者	職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。）、時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行っている者	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよい者	
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とする者	医療機関の斡旋等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とする者	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療を必要としない者	

別表第3（第20条関係）

特殊健康診断における管理区分及び事後措置の基準

管 理 区 分		事後措置の基準
区分	内 容	
管理A	健康診断の結果、異常が認められない場合	措置を要しない。
管理B	健康診断の結果、管理Cには該当しないが、当該因子によるかまたは当該因子による疑いのある異常が認められる場合	医師が必要と認める検診または検査を医師が指定した期間ごとに行い、必要に応じて就業制限をす る。
管理C	健康診断の結果、当該因子による疾病にかかっている場合	当該業務への就業禁止及び療養を必要とする。
管理R	健康診断の結果、当該因子による疾病または異常を認めないが、当該業務に就業することにより増悪するおそれのある疾病にかかっている場合または異常が認められる場合	当該業務への就業制限、当該疾病及び異常に対する療養その他の措置を必要とする。
管理T	健康診断の結果、当該因子以外の原因による疾病にかかっている場合または異常が認められる場合（管理Rに属するものを除く。）	当該疾病に対する療養その他の措置を必要とする。